

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧

※表中のアンダーラインの部分は、前回(第2回)審査会における追加の指摘事項等を示しています。

■事業計画について (土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。)

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-1-1	和泉川周辺の環境保全措置のスライド 11 ページで浸透水が湧水となっていますが、元々こういう仕組みになっているのですか。 [3/27 審査会]	現況おおむねこうなっています。中央部分に自然石護岸と書いていますが、この部分を注意して設計施工をしていきたいという趣旨で書いています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		現状で雨水等がこの中央に流れ込んでいる現状だと思いますが、ホトケドジョウの生息環境として整備されるので、枯れてしまうと意味がないかと思いました。一年中、水が浸透水として流れ込んで確保できているのか教えてほしいです。 [3/27 審査会]	ホトケドジョウの区域の部分について、ほぼ一年中水は流れている状況です。それより上流になると、例えば、本当の源頭部の部分については一時期水が枯れている状況も見受けられます。 [3/27 審査会]	
	A-2-1	調整池 4 のスライド 12 ページの B-B 間の図で、木や草が書いてありますが、これが全部浸水するというイメージですか。 [3/27 審査会]	調整池 4 の範囲は、ハイウォーターレベルを記載しており、基本的には草地部分については全部水が溜まる可能性があります。樹木の全てが水の中に入るとは想定していません。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
	A-3-1	調整池 4 の水域は止水環境が維持されるような調整池ですか。それとも、調整池内は完全に乾燥する可能性もあるのですか。 あえて溜めるような設えにはされないのですか。 [3/27 審査会]	常に水がたくさん流れているところではないので、調整池としては乾燥することもあると予想しています。 溜めるような設えではなく、大雨のときにハイウォーターまで水が溜まってオーバーフローした水と管径を絞った流量が下に流れることを予想しています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		生物多様性の観点からは多段式にするなどして、一部止水域が残るようにした方が多様な環境を作りやすいです。維持管理上も草が繁茂しすぎないことになるかと思えます。 [3/27 審査会]	調整池の設えは、現在区画事業と一緒に、有識者にもヒアリング等しながら詳細を検討しています。公園計画に反映できるようになりましたら、説明したいと思えます。 [3/27 審査会]	補足資料 9 で説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-3-2	<p>水路の陸地化の対策をどう考えていますか。復元的に湿性草地を維持するには、そのための管理も必要だと思います。一時的な絶滅危惧種の代替移植地周辺なども含め、湿地として維持し続ける、投資をするエリアを決めた方がいいと思いました。</p> <p>生態的な管理として、タコノアシみたいな湿地の攪乱依存種は攪乱がないと恐らく維持できなくなります。そうした時に、どのような攪乱を検討されていますか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>プランを検討中です。具体的な整備の中身が決まったら、攪乱の話も含めて適切な維持管理をしていきたいと考えています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
		<p>湿性の環境や草地は、その環境を作って終わりではなくて、その環境をどうやって維持していくのかという部分をしっかり計画を立ててほしいです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	—
	A-3-3	<p>支流2で、水が伏流水で冬になると書いてあります。植生する樹木の種類によっては水の吸い上げ量が多すぎて沢を枯らしてしまうこともあるので、専門の方にしっかり確認して、水を余り吸い上げないような種類も検討してほしいです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	—
	A-3-4	<p>調整池に水を溜める構造とした場合、気温の影響で水温の変動が大きくなるなど水温、水質が現状から変化する可能性があるというのは、下流に向けて質が落ちた水が流れるから良くないという意味でしょうか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>この地域は、伏流水からの湧水環境です。下流部含めて湧水環境の関係になるので、その観点からこのような記載にしました。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	次回以降 説明予定
		<p>水を溜めてはいけないという捉え方に見えます。水を溜めると水温が上がるのがなぜ悪いのか聞きたいです。</p> <p>公園整備の大きな環境を改変していく中で、ミティゲーションとしてより良い環境を作る部分もすごく重要です。現状は湧水だから湧水以外は入れませんというような話でいいのでしょうか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>豪雨があれば水が溜まる構造にはなっていますが、堰を造って日頃から溜めるとなると、元々湧水量が少ない地域になるので、滞留時間が非常に長くなることから、大きく水質、水環境の変化が生じるのではないかとといった観点から記載しました。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>水環境が悪化することが悪いという意味は、その水が流れて下流の生物に影響するかもしれないということですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>そうです。水温がこれまでは15～20℃ぐらいのものがかなり上がってしまうと、水辺の生物にも影響があると考えています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-3-4	水を枯らさないのは一つのポイントです。水温が上がることで下流に影響が出るとか、ホトケドジョウの生息場所に影響が出るとかであれば、シミュレーションができないかというのが提案です。その上で水が溜められるのであれば、水は溜めてほしいというのがお願いします。水を溜めるような攪乱をしないと生き残れない生物もいますので、そういう部分は検討してほしいです。 [5/25 審査会]	湧水が主のエリアで流量は非常に小さいことが確認されています。容量の大きい貯水池を造ってしまうと、水温であつたり、水が止まったままになり死に水っぽくなって水質自体の悪化等も考えられます。現状は、現況の湧水量に適した現況に近い形での調整池の設えを考えています。 [5/25 審査会]	次回以降 説明予定
		オリフィス付近に小規模な止水域を造るとありますが、支流の本川とは離れたところに造るのですか。支流にこれが連結していると矛盾します。 [5/25 審査会]	下流部に、ホトケドジョウの生息環境として、一部を止水して常に水が溜まるような場所も造る計画で考えています。 [5/25 審査会]	
		オリフィス付近は1年中、水が確保できるのですか。支流2は水が枯れるけれど、それとは別に枯れない場所があり、それを使って止水域は確保するという提案ですか。 [5/25 審査会]	はい。そのような形で検討したいと思っています。 [5/25 審査会]	
		オリフィス付近にどれくらいの面積の止水域ができそうな予測か分かりますか。 [5/25 審査会]	現状まだ分からない状況です。 [5/25 審査会]	
		止水域の面積とか、いろんなことをシミュレーションしないと、湿性の環境をどうやって維持するのかという検討もできないと思うので、いろいろ検討して資料を作っていたきたいです。 [5/25 審査会]	—	
		どこまでシミュレーションについて対応いただけるのか事務局と相談して回答を示してください。 [5/25 審査会]	検討します。 [5/25 審査会]	
	A-4-1	ガーデン3、4は園芸種を主体とした植栽環境づくりが書かれていますが、現況の既存植生である高茎乾性草地は里地の草地の構成種だと思います。園芸種に置き換えるとガーデン的な環境になり、生態的管理とは違った方向に植生群落を導いていくような形になっていきます。もう少し在来種や表土保全を含めた草地群落の形成について考慮することが大事だと思います。在来種はできれば由来も確認したり、園芸博の間もその区間だけは元の個体群が残っている環境を残すなどの取組が大事だと思います。 [3/27 審査会]	準備書の緑地の詳細については、検討段階で方向性を示しました。先生のおっしゃることはもっともだと思いますので、その部分が文章としてまだ表現しきれていなかったり、選定する種に反映ができていない部分が多々あることかと思っています。今後詳細に検討していく中で、説明をしたいと思っています。 [3/27 審査会]	補足資料10で 説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-4-1	準備書でそういった配慮を明確にすることが大事なので、補足をしてほしいです。 [3/27 審査会]	—	補足資料 10 で 説明済 [5/25 審査会]
	A-4-2	ガーデン 3 は伝統的な園芸植物と日本の自生種、郷土種を主体とした、本来の里山的なものを想定されていると思いますが、里山的な景観の林縁にアジサイを並べて植えることがよくあります。ガーデン 3 の中央部分は、比較的自然状態に近い、本当に生物多様性を守るような所なので、そこの連続性も少し注意していただければと思います。 [5/25 審査会]	注意すべき点として承って今後の検討に活用します。 [5/25 審査会]	説明済 [5/25 審査会]
	A-5-1	区画事業と本事業が連動的に行われている説明がありましたが、園芸博との関係がほとんど触れられていないです。園芸博の事業計画とも協調しながら進めてもらえるものと期待します。気になるのは、園芸博の計画が今修正されていて、敷地内の道路計画も本事業とは違うので、どこまで造り直しになるかが分かりません。区画事業と本事業で協働しながら進めている中で、園芸博で一度壊されてしまうと元も子もないと心配です。 [3/27 審査会]	基本的には園芸博の会場計画と公園計画と合致する部分について、本事業として整備を予定しているところです。合致しない部分については園芸博が仮設で整備していくと現状では認識していません。今後更に博覧会協会の会場計画と我々の公園計画とを綿密に調整を進めていきたいと考えています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		園芸博は一時的なものなので、将来的な住環境や生物多様性の問題は本事業で実現しなければならないです。区画事業と本事業で協議を踏まえながら綿密に計画していたものがなし崩しにならないように、この生物多様性の保全に向けての努力が損なわれないように、博覧会協会にも協議をしてもらい、事業ありきのようにならないように、適宜進めてほしいと思います。 [3/27 審査会]	—	
	A-6-1	水まわりの保全に関して、工事のタイミングが重要だということが資料編の専門家のコメントに挙がっています。その辺のスケジュール感も園芸博と絡めて考えているのか確認させてほしいです。 [3/27 審査会]	我々も有識者にヒアリング等しています。その中で時期についても園芸博前に希少種を移すのがいいか、どこかで退避させておいて段階的に現地に復帰させていくのがいいかというような御意見等を頂戴しているところです。もう少し検討し、示せる段階になったら説明をしたいと思っています。 [3/27 審査会]	補足資料 14 で 説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-6-2	<p>保全対象種の移設・移植時期で、順応的とはどのようなことを指しているのか、代替植生地をどこに取るようとしているのか、人為的攪乱などの生態系のための管理のサイトを水辺、特に水路周りでどのように考えているか、3点に関して是非教えていただきたいです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	次回以降 説明予定
	A-6-3	<p>表 14-1 の移設・移植する種の中に、1年の中で卵から成虫になる種類がたくさん入っています。飛翔性があるトンボ類を近隣の池に捕まえて持って行くことが本当に必要なのかも含めて、どういう移植を考えているのか教えていただきたいです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>トンボ等の移動できるものは、確保してというようなことは現状まだ検討していません。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	次回以降 説明予定
		<p>移植する方法、できるのかできないのかも含めて検討した上で表を作った方がいいと思います。移動性のある種をどうやって移設という概念で縛るのか、それが適切にできるのかも含めて、保全対象種を括っていただきたいです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>移植・移設の方法、規模、あるいはどういう場所で確保して行うのですか。草地の復元はどんなふうにしてやるのか、在来種を残して復元するのも加えて説明していただきたいです。</p> <p>ホトケドジョウはその生息環境があって、それが保全されないと生きられないのではないかと思います。底生生物、底生植物、水生植物は考慮なくていいのか、生息環境を含めての保全ではないのですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>当然ホトケドジョウが生息できる環境はその場にはないと意味がないと思っていますので、引き続き専門家の意見を聞きながら、その生息環境が確保できるような水路等にしていくよう検討します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>改めて検討して資料等で提示いただくということをお願いします。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>整理して確認します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
	A-7-1	<p>スライド 16 ページの駐車場は 1,500 台と 1,000 台のどちらですか。園芸博でも駐車場を造る話があり、そのときにこの駐車場ができていますか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>駐車場の台数は 1,000 台で計画しています。園芸博として駐車場等を計画していると聞いていますので、公園のこの位置に駐車場が整備されるものではありません。園芸博時には公園の駐車場は未完成です。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	説明済 [3/27 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
A 事業計画	A-8-1	<p>駐車場を5箇所選定されて、合計で1,000台分確保するとのことですが、この5箇所をこの位置にしている理由を説明してほしいです。 [3/27 審査会]</p>	<p>おおむねのエリアごとに配置される公園施設を見て、どれくらい人が来るかを想定して必要台数を出しています。例えば西地区は野球場やサッカー場ができますが、類似の公園等の来場者数などを基に必要な駐車台数を割り出していることが基本的にあり、各エリアで必要な大きさと、置けるスペースなどを加味して位置を決めています。 [3/27 審査会]</p>	<p>説明済 [3/27 審査会]</p>
	A-9-1	<p>準備書に、新たな交通なるものが前提になっているような記述がありますが、上瀬谷ラインができることを前提にして、駐車場を1,000台確保するという理解でよろしいですか。できなかった時にはどうするのですか。 [3/27 審査会]</p>	<p>新たな交通については、幅広く検討が進められている状況と考えていますが、上瀬谷のまちづくりの中で必要な交通インフラとして考えているというところです。公園の全面供用時には、アクセスとして機能しているものと捉えており、駐車場台数の中に厳密にどのように入れているかまではまだ検討の段階ですが、新たな交通を見込んだ形で公園の駐車場の配置も考えているところです。 [3/27 審査会]</p>	<p>説明済 [3/27 審査会]</p>
	A-10-1	<p>【審議での指摘事項等】 事業者からの回答の中に、「公園計画による詳細を反映した段階でまた改めて説明する」という回答が何回かありましたが、公園計画がより具体化する段階がいつ頃なのか非常に気になりました。この準備書の手続きの間に説明が受けられるのかどうかを確認してほしいです。できるだけこの審議の中で、御説明いただくのが望ましいです。 [3/27 審査会]</p>	<p>【事務局が回答】 その点についても、事務局から確認をします。 [3/27 審査会]</p>	<p>—</p>

■環境影響評価項目について（土地区画整理事業は「区画事業」、国際園芸博覧会は「園芸博」と示します。）

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1 温室効果ガス	1-1-1	施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量の子測値を、横浜市の温室効果ガスの総排出量と比較されています。横浜市はかなりの排出量なので、例えば公共施設ではこの程度低減が目指されている中で何パーセントだとか、もう少し分かり易い数字で表現することはできますか。教えてほしいです。 [3/27 審査会]	データを確認して、恐らく整理できると思いますので、示したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料 17 で説明済 [5/25 審査会]
	1-2-1	グリーン電力調達制度について、毎年度、どこから電力を調達するかというのは入札をして一番低炭素のものが購入されるという仕組みと理解していいのですか。 [3/27 審査会]	確認したいと思います。 [3/27 審査会] 【事務局が回答】 確かなことは言えませんが、基本的に施設を持っていると、毎年、電力の契約があると思いますので、横浜市の施設につきましては、このグリーン電力調達制度という中で、その何社かから選ぶ形になると思います。詳細は調べないと分かりません。 [3/27 審査会]	補足資料 18 で説明済 [5/25 審査会]
		正確なところを調べて、また後日情報提供してほしいです。 [3/27 審査会]	—	
2 生物多様性	2-1-1	環境保全目標として注目すべき種を挙げていますが、こういった注目種は区画事業で保全されると想定してよろしいですか。 [3/27 審査会]	区画事業でも同様に、主体となってそれらの種が保全されるような環境の創出を和泉川と相沢川の周辺に行いますので、保全されるという理解で進めています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		絶滅危惧種に関しても、このベースラインとしては区画事業で保全されている状態ということで大丈夫ですか。 [3/27 審査会]	公園の土地利用状況を勘案して 6 地区に分け、それぞれで確認される注目すべき種を整理して予測を行っています。その結果、網羅的に区画事業で保全措置を創出することと、その周辺についても連続性を考慮した既存樹林地の保存や草地環境の創出を行うという観点を考慮しますと、それらの種は保全されるものであるという評価になっています。 [3/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-1-1	<p>現在の保全措置の重点地域はこの谷戸地域と調整池4の周辺と見受けられますが、保全目標種としてはもう少し広域的に分布しているのではないかと思います。本事業で特に保全すべき環境、例えば林分なり植物群落を特出して、表土保全をそのエリアに関しては行い、園芸博の間もそこは保全サイトにするとか、そういった公園利用の観点から、あるいは公園における保全の観点から提案していくことも重要と思います。そのような植物性の保全サイトは考えていますか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>公園供用時には園路線形を工夫して人がなるべく立ち入らないエリアを造るとか、そもそも利用制限するエリアを造るとか、そういったところも含めて検討しています。どういうエリアをどう設定するのがいいかを今後検討し、もう少しお時間をいただいて、公園計画に反映した段階で説明をしたいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料11で説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
		<p>生態系ネットワーク上重要なのは、草地をどう保全できるかだと思います。コアエリアに調整池を位置づけるのであれば、調整池周辺がサブコアエリアで、そこが草地の生態系を保全する補強エリアになっていくというのがイメージしやすいです。</p> <p>北側の拡張エリアは広大な草地があり、生態系ネットワーク上非常に重要なコアにもなり得る、保全し得る環境だと思います。なぜ樹林やスポット的環境をコアとして位置づけたのですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>草地や水辺の環境がある程度確保できる場所を設定しました。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>次回以降説明予定</p>
	2-1-2	<p>注目種等は広い草地を必要とする生き物がいて、猛禽の餌場となる草地があります。重要なインパクトとして草地を位置づけていないと感じました。緑地面積の変化は、45haの乾生草地が26.65haになります。この乾生草地が、園芸種も含むようになると、質的にも非常に変化していくと思います。</p> <p>そもそもの在来種を主体とした乾生草地、高茎草地がどこに残るのが非常に見えません。このネットワークでどのように位置づけていますか。生態系に対するインパクトとしてなぜ草地が上がってこないのが非常に気になっています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>持ち帰って整理したいと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>草地の再生方法や規模をもう少し明確に示していただきたいと考えます。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	
		<p>面積や割合は整理していただきますので、次回以降の資料を見た上で議論いただければと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-2-1	—	<p>【事業者から委員への質問事項】</p> <p>利用制限なり、立ち入り制限なりをするエリアの目的を御示唆いただきたいです。こういったものを保全するために制限をかけるといのが正しいのか、それとも、多様な自然環境、生物環境を守るために、こういったものが守られるか分からないが利用制限をかけますというのがよるしいのか、どのように考えたら良いですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—
		生態的な管理を目標にしていくことが大事だと思います。人間のための管理ではなく、生物多様性にとっての質を維持や向上するための管理であり、目標環境を前提において、マネジメントをしていくその目標を、生物多様性の保全、向上に置くエリアをきちんと設定することが大事かと思いました。	—	—
	2-3-1	<p>自然の植生に害があるのは人の踏圧です。しかし、面的に立ち入らないようにするエリアの確保というよりは、例えば歩道を整備して、そこから外へはむやみに入り込まないようにする配慮が必要と思います。人が視認できないような範囲を囲って、そこはもう入れないとまでする必要はないと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>園路から入りこまない工夫はこれから詳細を検討します。物理的に柵等で人が入らないというやり方もあるでしょうし、中低木を園路脇に植栽してそちらに行く雰囲気を作らないやり方もあるかと思しますので、今後どのエリアをどう保全していくかを公園計画に反映でき次第、詳細に説明をしたいと思ひます。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料 12 で説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
	2-3-2	<p>利用制限エリアは、調整池に柵をして近づけないように見えます。全域を柵で囲うことが、最初から必要かは疑問に感じます。お花見はできるけれども、保全するエリアには全く入れないという二極的な線引きになっているように見えます。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>園路を設定し、人の歩く場所を明示しながら、自然の部分への過度な立ち入りはせずとも人の移動は誘導できるような形にしたいと考えています。立ち入りを完全に禁ずるといような検討ではないです。赤線の中も園路を設定して入っていけるような整理にします。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	次回以降補足説明
		<p>学びや体験の要素を確保することは公園の在り方として大事です。利用制限が何なのかをはっきりと書いた方がいいです。逆に、許容するもの、何ができる環境として整備するのも分かるようにしていただきたいです。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	<p>承知しました。表記を修正します。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い	
2 生物多様性	2-4-1	希少種がいるから林を保護するのか、生態系として保護するのかについては、両方だと思います。林自体を守るために立ち入り禁止にして放置すると、荒れてしまうから手を加えなければいけないと思いますし、希少種を表に出して一般の市民に理解を求めることもありだと思います。希少種だけを守ればいいものではないので、生物多様性という意味では希少種を中心にアンブレラにして、生態系の話を確認していかなければいけないと思います。両方並行して検討すればいいかと思いました。 [3/27 審査会]	御意見ありがとうございます。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]	
	2-5-1	希少種含めて移植とか、播種するとかはまだ検討中という話が先ほどありました。移植や播種は一年中いつでもできるものではないので、そういう計画があるのであれば、早めに計画を作り、活着率を上げるためにどうすればいいのかも含めて早めに検討しないと、失敗に終わるのではないかと危惧します。 [3/27 審査会]	時期とか、そういったところを含めてしっかりと検討していきたいと思います。 [3/27 審査会]	—	
	2-6-1	湿生群落は里地域では希少だと思いますので、里山的な水田、谷戸周り、あるいはホトケドジョウのいるところはオギ群落もあるので、植生も含めて良好な自然度の高いところを残すのは重要と思います。 [3/27 審査会]	—	—	
	2-7-1		ある程度現況に近い状態が保てるという予測になっていますが、これを無理に述べられるよりも、どういったことが残せて、どういったことが残せないかということをきちんと書かれた方が明確になるのではないかという印象です。 [3/27 審査会]	—	補足資料13で 説明済 [5/25 審査会]
			現況に近い状態に回復すると予測しますという表現が随所に出てきていて、非常に気になっています。現況どおりには当然ならぬわけですが、現況に近い状態というのがどういう状態を想定されているのかの中身をもう少し具体的に示してほしいです。 [3/27 審査会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-7-2	<p>表 13-1(3)にメヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落、畑地とある中に、注目すべき種としてオオヨシキリとあります。オオヨシキリはオギ群落やヨシとか、丈の高い草地で営巣する鳥なので、入らないのではないかと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	—
		<p>特に重要なのは表 13-1(3)にある樹林が点在する広大な草地域がどのように変わるのかというところです。変化する先として乾生草地、芝地、庭園等となっていて、種構成だけではなく環境そのものもだいぶ変化すると見て取れます。特に庭園は非常に大きな変化で、変化の割合を面積として分けてカウントしておかないといけないと思いました。施設の存在時の面積 12.97ha のうちの何 ha か分かりますか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>面積の内訳は提示できると思いますが、現時点では数字は出せる状況にありません。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	次回以降説明予定
		<p>図 10-1 で黄色に塗られた範囲がガーデンと書いてあります。この面積は庭園等ですか、乾生草地ですか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>黄色で塗られているガーデンは乾生草地、ピンクは庭園等として面積を計上しています。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
		<p>それは植生として正しいですか。補足資料 10 のガーデンの整備方針にはアジサイ、ユリ、スイセンなどと書いてあるので、庭園等ではないですか。低木類も入ってきているようです。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>持ち帰って整理したいと思います。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	
	2-8-1	<p>桜はサクラ広場だけでなくガーデン 3、4 にもかなり植栽される計画で気になっています。環境の変化で草地とした所に桜が点在する、花見の時期以外の時期も桜を主体とした景観、植栽、その下を覆う草地群落となると、先ほどの乾生草地と質が全く違うのではないですか。生態系としてのエリアの中で、どのように桜を使うかは、説明いただいた方がいいと思いました。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	—	
		<p>現況に近い状態に回復する具体的根拠についてかなり詳細に書かれています。本件は区画事業によって基本的に全て改変され、それをミティゲーションするという立ち位置です。どう見ても現況に近い状態に回復するとは思えないです。現況に近づくように努力します程度です。このような書き方でよいのでしょうか。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>再度検討します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2 生物多様性	2-9-1	<p><u>園芸博で園芸的な植物が入る範囲に、更に植栽をする必要性がどこにあり、どういった環境が自然の草地にできるかはとても大事なゾーニングです。園芸博由来がどこの範囲に、園芸博で使わなかった自然由来の草地がどの範囲に残せるのかをきちんと示していただきたいです。そうでないと、現況に近い状態に回復するとは言い難いと考えます。</u></p> <p>[5/25 審査会]</p>	—	次回以降説明予定
3 水循環	3-1-1	<p>浸透性の土地の被覆率が、堀谷戸川は52%に減少するが、礫間貯留、スウェル、透水性舗装の施設の整備や緑化で影響を抑えられるという定性的な説明で、本当に影響が少ないと言えるのか疑問があります。</p> <p>堀谷戸川流域は上流側にもあるので、区画事業内の堀谷戸川の流域に対してどれくらい減少するのかも出してください。面積的に考えると52%もいかないのではないかと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料1で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
	3-2-1	<p>本事業区域内に限ると、措置をとることによって減少率をある程度抑えられるということですが、単に施設を造るからではなく、ある程度数値的に押さえられると思います。透水性舗装などの効果を加味して、数値化したものを出してください。そうすれば、堀谷戸川への影響はそれほど多くないことが納得できるような説明になると思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料1で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
	3-2-2	<p>数字を出す方向で検討してほしいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	—	
		<p>グリーンインフラ施設の効果を可能な範囲で数値化してほしいと前回申し上げたつもりでした。流出係数や平均浸透強度から、施設を設けることによって流出量の減少や地下への浸透量が維持できるということがある程度数値化できるはずで、その上で、整備前の流量が維持される、あるいは地下水に大きな影響を及ぼさないという結論にしていきたいです。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>検討します。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>補足資料19で本日説明</p>
4 廃棄物・建設発生土				
5 大気質				

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-1-1	仮設調節池の位置はどの辺ですか。 [3/27 審査会]	現時点ではまだ詳細が決まっていないので、お示しできない状況です。 [3/27 審査会]	補足資料7で 説明済 [5/25 審査会]
		仮設調節池といえども場所は重要ですので、是非入れてください。 [3/27 審査会]	承知しました。 [3/27 審査会]	
	6-2-1	堀谷戸川の仮設調整池からの流出水のSSがかなり除去されています。これを出した根拠ですが、準備書の6.8-28ページにある日常的な降雨時の残留率0.27%とはどうやって求めましたか。 [3/27 審査会]	準備書6.8-24ページの予測式に記載しており、中段辺りのPの仮設調整池の出口での土砂の残留率というところで計算しています。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		準備書6.8-27ページの沈降試験の結果の直線の傾きで求められているのですか。 [3/27 審査会]	グラフの下に記載している近似式を使って、計算して出しています。 [3/27 審査会]	
		この沈降試験は初期SS濃度2,000mg/Lでやっていますか。 [3/27 審査会]	そうです。 [3/27 審査会]	
		日常的な降雨時の流出水のSS濃度が1.3mg/Lで、10mg/L以下の非常に低いところですが、10mg/L以下あたりではあまり除去されず横ばいになってきます。それに99%の除去率を適用しているわけですが、これは問題かと思えますので、再検討してほしいです。 非常に濃度が低くなると、細かい粒子しか残らないので同じようには沈殿していきません。そこを根拠付けて、評価する必要があると思います。 [3/27 審査会]	分かりました。一度検討します。 [3/27 審査会]	補足資料2で 説明済 [4/27 審査会]
6-2-2	私が前回申し上げたのは、べき曲線の決定係数が高いので、このべき曲線式でSSを出してみたらいかがですかというつもりでした。 私が試算したら、和泉川の場合は放流河川下流部のSS濃度が約41mg/Lになり、現況よりも悪化します。そうすると、これに対処する対策を考えなければいけないこととなります。 [4/27 審査会]	初期濃度が2,000mg/Lではなく、集水域で発生するSS濃度ということで、和泉川については765.4mg/Lを初期濃度として設定しています。近似式に滞留時間を入れて出た数字と初期濃度2000mg/Lから除去率を算出して、集水域で発生するSS濃度にかけて予測値を出しています。 [4/27 審査会]	補足資料8で 説明済 [5/25 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-2-2	<p>問題はこの残留率の2.22%です。98%除去されるのが問題なのです。今回の場合は、図2-1の直線式を適用できるかは非常に疑問です。 [4/27 審査会]</p>	<p>土砂にはいろんな粒子のものが含まれていて100分の間にはかなり大きなサイズの粒子が、1000分の間ではある程度大きなものが、1000分を超えるとシルト粘土分が懸濁状態になり時間をかけても落ちない現象になっています。10mg/Lまではある程度一定の速度で沈下していくので、この直線式に当てはめることはそれほど問題ではないと考えています。 [4/27 審査会]</p>	<p>補足資料8で 説明済 [5/25 審査会]</p>
		<p>SS濃度が下がってくると、なかなか落ちなくなるはずですが、べき曲線をそのまま使ってやる方法もあるので、それをやってみてください。それで、合流後の水質がどうなるかも評価の中に入れてほしいと思います。 [4/27 審査会]</p>	<p>式に滞留時間444分を代入した値は初期濃度が2,000mg/Lの予測結果になるので、値としては大きくなります。実際の初期濃度は765.4mg/Lになりますので、除去率で補正して算定しています。 [4/27 審査会]</p>	
		<p>お互いに十分に正確に理解しきれてないところもあるようなので、事務局と後で細部を詰めてください。 [4/27 審査会]</p>	—	
		<p>造成緑地の発生SSが200mg/Lですが、国総研の植生効果は一例であり、植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状など諸条件によって異なります。また、一般的に植生通過後の土壌粒子は裸地流出後の土壌粒子より粒径が小さいと考えられ、沈殿池での除去率は植生通過後の方が裸地流出土壌より低いと言えます。これらから、予測の不確実性が否めないため、何らかの対応が必要と思われる。現予測の不確実性を補い、環境保全措置の効果を高めるために事後調査を実施し、その際は区画事業の事後調査結果を活用し、具体的な調査計画を立てるといった対応が必要です。 [4/27 審査会後の送付意見]</p>	—	
	6-2-3	<p>補足資料に(2)事後調査という説明が加わっていますが、評価書もこのままで出るのでですか。 [5/25 審査会]</p>	<p>表を載せたいと思っています。 [5/25 審査会]</p>	<p>説明済 [5/25 審査会]</p>
	<p>区画事業の事後調査の結果を見て、環境保全措置をさらに強化する、徹底的にしっかりとやっていただきたいと思っています。例えば工事中にSS濃度が高くなってきた場合は、養生シートでSSの流出を防ぐといった緊急対応も是非考えていただきたいです。 [5/25 審査会]</p>	<p>区画事業の事後調査結果等も情報収集しながら、適切な対応を取っていきたくと思っています。 [5/25 審査会]</p>		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
6 水質・底質	6-2-3	<p>評価書において、事後調査によって対応が必要となったときは、その対応措置を強化すると明記すべきと考えます。</p> <p>事業を実施する上で、そうしたことをきちんと書き込むというのが、住民の安心に繋がります。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>区画事業と調整しながら書き方等について検討します。</p> <p>[5/25 審査会]</p>	<p>説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>
8 騒音	8-1-1	<p>準備書の現況調査結果を見ると、例えば地点4は平日64デシベルで、それに対して工事用車両の走行による予測結果は69.8デシベルと5デシベル上がり、辛うじて環境基準は満たしていますが増加量は大きいと思います。それに対して「現在の状況から生活環境に著しい影響を及ぼさない」との環境保全目標が達成されていると評価されていますが、その「現在」がどこなのかを確認したいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>地点4は将来のこの予測時点では道路の構造が変わりますので、予測した値をそのまま使っています。他の地点1～3は予測で出した値に対して現地調査結果の値で補正しているのですが、地点4だけは補正を行わず、予測値をそのまま記載しています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料5で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
		<p>現況としているのは、現在というか、何かする前の状況で測定をした時点での状況ではなくて、そこが理解しにくいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>工事用車両が走行する時点において、工場用車両が走行するかもしれないかということで評価しています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	
		<p>その現在の状況というのは、工事用車両が走行しないときの予測結果と考えるのですか。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>はい。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	
		<p>少し、考えてみます。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>—</p>	
8 騒音	8-1-2	<p>地点4の評価は、現在の状況は現地調査時点と書かれているので、著しい影響が生じているという結果が出ているのが実際だと思います。この事業の影響ではないことは説明していただければ理解できることですが、現在の状況から著しい影響を及ぼさないという目標が達成されていると簡単に書かれているところは疑問を感じるので、この点はこういう説明が必要だと思います。</p> <p>[4/27 審査会]</p>	<p>—</p>	<p>補足資料5で説明済</p> <p>[4/27 審査会]</p>
		<p>来園車両等の走行による予測結果も、地点4が現況の64デシベルに対して70デシベルになり、地点7も平日60デシベルと環境基準に適合していた場所が、本事業によって64.6デシベルという値が出ています。それに対して、「生活環境に著しい影響を及ぼさない」と環境保全目標が達成されていると評価しているところに疑問があり、この辺を補足説明いただきたいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>来園車両の予測は、来園車両が仮にない場合でも、将来においては増えてしまうところがあり、それに対して来園車両がどれくらいのインパクトを生じるのか、そういう観点で予測評価をしています。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
8 騒音	8-2-1	先ほどの交通量の話と同じで、何によって増えているのかがよく見えません。来園車両があってもなくても変わらないという言い分は分かるような気もするが、もう少し分かるように説明してもらえるといいかと思います。 [3/27 審査会]	分かりました。 [3/27 審査会]	補足資料 6 で説明済 [4/27 審査会]
	8-2-2	来園車両の予測で、交通量は現地調査結果と供用時の将来一般交通量で大幅な増加はないと書かれています。平日は大幅な増加はないですが、休日は軽く 2 倍を超えて増加しています。休日に関してはどう理解すればいいですか。 [4/27 審査会]	説明を補足します。 [4/27 審査会]	補足資料 21 で本日説明
	8-3-1	事務局に聞きますが、地点 7 は、将来の一般交通量が大幅に増加します。これについて、どこかで予測評価され、市民等に情報提供されるのですか。 [4/27 審査会]	【事務局が回答】 区画事業の際に、令和 28 年時点での交通量を基に騒音についても議論をした経緯があります。その議論を再度事務局で精査し、次の機会に御報告したいと思います。 [4/27 審査会]	説明済 [5/25 審査会]
9 振動				
17 地域社会	17-1-1	中央地区と東地区の間の横断歩道ですが、駐車場がその上に 2 箇所あり、この辺りと歩行者との錯綜が気になりました。横断歩道で渡らない人もいたので、乱横断を防ぐために横断歩道の位置以外に横断防止柵を付けるなどの対策を考えていますか。 [3/27 審査会]	公園として、横断防止柵を公園の敷地の中に付けるという発想はまだありませんでした。前面に広い道路ができますので、道路施設として入るかを含めて、今後区画事業と調整して、乱横断の防止を含めて検討したいと思います。 [3/27 審査会]	説明済 [3/27 審査会]
		区画事業と調整してもらえるといいかと思います。 [3/27 審査会]	—	
	17-2-1	スライド 118 ページに来園車両の走行による交通混雑の予測で、増加分がマイナスになっている地点がいくつか見られますが、これはどういう理由によるのですか。 [3/27 審査会]	現況は現地調査結果を示しており、供用時は将来の一般交通量に対して公園の来園車両等を足しています。そのため、増加分が減少になっている地点もあるという結果になっています。 [3/27 審査会]	補足資料 3 で説明済 [4/27 審査会]
	17-2-1	将来一般交通量が減少する地は、どうして減ってしまうのですか。何か情報は無いのですか。例えば、地点 3 は新しく道ができる場所とも外れているので、他の道路に迂回してこの地点の交通量が減ることも考えにくいかと思います。 [3/27 審査会]	周辺の道路整備ネットワークなども考慮していますので、詳細については確認して、改めて報告したいと思います。 [3/27 審査会]	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
17 地域社会	17-2-2	交通量の予測範囲は、補足資料 13 ページの広域図の範囲を含むネットワークを対象として予測しているのですか。 [4/27 審査会]	この広域ネットワークを踏まえたものを供用時の値として考えています。 [4/27 審査会]	補足資料 3 で 説明済 [4/27 審査会]
		圏央道や下の方の点線部分が開通しているといった前提ですか。 [4/27 審査会]	そうです。 [4/27 審査会]	
	17-3-1	工事用車両の予測では、飽和交通流率に実測した結果を用いて予測を行っていて、これは良いことだと思います。一方で、来園車両の予測のときに、実測した結果ではなく、基本値と呼ばれる 2,000 台とか 1,800 台を使っているように読みましたが、この理由は何ですか。 [3/27 審査会]	将来の交差点構造が、区画事業による道路の拡幅工事によって交差点構造が変わりますので、基本値を使っています。 [3/27 審査会]	補足資料 4 で 説明済 [4/27 審査会]
		新設される交差点や、まだ値が存在しないところに基本値を使うことは理解できますが、全部の交差点で行うと過小推計になるのではと思います。準備書の現地調査の実測結果を見ると、ほとんどの交差点で基本値よりも実測値の方が小さいです。比率を見ると、100%より小さい交差点が多数なので、これを算定値を使って予測をすると、先ほどのような需要率の増加分がマイナスになることが起こる可能性が高いです。この辺りを確認してほしいと思います。 [3/27 審査会]	承知しました。 [3/27 審査会]	
		補足資料 14 ページの最後で、令和 28 年時点では状況が変わるので、実測値ではなく基本値に基づいて算定を行ったという記載になっています。昔の需要率の予測手法だと基本値でしたが、今はマニュアル等も書き換わり、実測を原則ととなっています。実測をベースに予測を行った結果を最終的な準備書、評価書として残していただきたいと思っています。 [4/27 審査会]	今回、テストケースとして、一番影響の大きい平日で実測値を使った計算を出しました。次回にでも提示したいと思っています。 [4/27 審査会]	
	—	【事業者から委員への質問事項】 再予測の方針として、実測値と算定値のうち小さい方の値を適用していますが、全て実測値を用いる形で再予測を行った方がよろしいですか。 [4/27 審査会]		
	実測を基にするのが大原則と思っています。 [4/27 審査会]	—		

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-1-1	「対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことから景観に大きな変化はないと予測します。」という文言がどこにも出てきますが、このように画一的に記述されると、周りに木が植わっているから大丈夫と読み取れて、見直しも含めた眺望景観全体の変化の読み取りができないと感じています。眺望景観の質的な変化や、調和が図れるのであればどういった調和になるのかをきちんと示された方が良いと思います。周辺の樹林や農地など景観資源があるので、そういったものとの関係性ももう少し書いてほしいです。 [3/27 審査会]	今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。 [3/27 審査会]	次回以降 説明予定
	18-2-1	囲饒景観の価値の変化の程度で、自然性、視認性、利用性、固有性、親近性という形で、定性的ながらも客観的に丸、三角をつけており、いい整理の仕方だと思います。 人工的土地利用域以外は自然性と固有性は二重丸から二重丸で、高い状態が囲饒景観として維持されるという予測になっていますが、これが調査地点の予測結果とあまりリンクしていないように感じています。特に区画事業があるのに、現在から公園整備後は二重丸で変わらないということは、特徴的な景観がきちんと保全されることが前提になると思います。ふるさと景観のような要素が非常に重要な地域だと思いますので、どのような景観が保全されてこの二重丸から二重丸になるのかという根拠を示してほしいと思いました。 [3/27 審査会]	今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。 [3/27 審査会]	補足資料 15 で 説明済 [5/25 審査会]
	18-2-2	生態系の景観的価値はその土地利用の上に出て上がっている環境が大事で、使われ方がどう変化するのみで評価されるべきものではないです。景観として大きく変わるにも関わらず、大きな変化がないと書かれていて、そこにとでも違和感を感じます。 [5/25 検討会]	地点 18 の茶色で示した土地は区画事業の実施区域で、本事業には含まれない範囲のため、本事業の景観区で評価すると自然性としての景観は大きく変化しないと予測しています。 [5/25 検討会]	次回以降 説明予定
		現況というのは土地区画整理後ですか。 [5/25 検討会]	区画事業前ですが、区画事業で造成される範囲は人工的土地利用域には含まれないと考えています。 [5/25 検討会]	
		その理由がよく分かりません。 [5/25 検討会]	—	

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18 景観	18-2-2	<p>ここもきちんと整理して、改めて説明いただきたいと思います。重要なところですので。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	<p>再度、内部で調整します。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	次回以降 説明予定
		<p>—</p>	<p>【事業者から委員への質問事項】</p> <p>地点 18 の供用時の茶色部分は本事業の区域外であるため、今回の評価の中には含めていなかったのですが、この茶色の部分も含めてどのように見えるかを評価すべきという御指摘でしょうか。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	
		<p>区画事業も囲繞景観の一部なので、区画事業のフィールドが見えているのは全く問題ないです。現況は区画事業の前なので、前の景観の状態が適切に評価されてないのではないかと指摘です。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	<p>承知しました。改めてもう一度整理したいと思います。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	
	<p>自然性のところで現況と変わらないというのはどう見ても違和感があるので、この辺をもう少し適切な表現に変えるべきではないかと思えます。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	<p>記載内容も含め、再度検討します。</p> <p>[5/25 検討会]</p>		
18 景観	18-3-1	<p>保全のターゲット、元々の生態系が混乱している感じがします。上瀬谷らしい、日本の原風景という言い回しは、米軍基地がなかった当時にその周辺に広がっていた景観のようなイメージです。区画事業をやった後もこの事業の前段階で、また一種の元々という意味です。時々混乱している印象です。</p> <p>何を指すのかという理念、ビジョンというのを明確にした方がいいと思いました。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	<p>御意見として承って今後の検討に活用します。</p> <p>[5/25 検討会]</p>	説明済 [5/25 審査会]
	19-1-1	<p>市民の注目が高いのは桜並木のその後ではないかと思っており、委員会など様々な形で検討を進められていると思います。本事業で桜並木の新たな配置が書かれていますが、もう少し具体的にそこをきちんと保全措置として書くと、本事業でお花見という形での自然との触れ合いの代替を立地まで含めて検討している形で読めると思いますので、できるだけ現状の検討状況を入れ込むと良いと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	補足資料 16 で 説明済 [5/25 審査会]

項目	No	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
19 触れ合い活動の場	19-2-1	<p>環境学習や自然体験の要素が、レクリエーション施設ができることによって拡充されると思いますので、そういった新たな自然との触れ合いの拠点作りのような考え方をもう少し書くことができないかと思いました。民間も活用して、触れ合いの多様化をするので、体験や学習の観点で書ける措置がありましたら、是非充実させていただきたいです。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>今いただいた御意見等を持ち帰り、検討したいと思います。</p> <p>[3/27 審査会]</p>	<p>補足資料 16 で 説明済</p> <p>[5/25 審査会]</p>